

飯能市分別収集計画

平成 28 年 6 月 10 日

1 計画策定の意義

飯能市は、都心から 50km 圏内に位置し、森林文化都市宣言により都市と自然が共存する美しい地域づくりを目指している。そのためには、快適な生活環境の創造が大切であり、地域全体で「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済・ライフスタイルを脱し、循環型社会を形成していくことが求められている。地域社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、取り組むことが重要である。

現在、廃棄物の最終処分場を確保することは困難を極めるものとなってきている。このため、ごみの減量化・資源化を一層推進し、最終処分量を可能な限り減らしていくことが喫緊の課題である。

また、市では、現在のごみ処理施設の老朽化に伴い、平成 29 年 12 月稼働開始を目標に建替え工事を進めている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物のうちの多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量を削減することを目的として、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や処理施設・最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の構築が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となって取り組むことによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	4,880 t	4,860 t	4,840 t	4,820 t	4,800 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

（1）啓発活動

- ・市広報、ホームページなどによる啓発のほか、パンフレット等の配布を通して、ごみの減量や分別排出、リサイクルについて市民への情報提供を充実させる。
- ・地域におけるごみ減量・分別排出・リサイクルの推進のため、各自治会から廃棄物減量等推進員の推薦を受け、任期は一年間とし（再任は妨げない）、各家庭からでるごみ減量やリサイクルの推進に関する活動を行うためのリーダーとして委嘱する。
- ・「ごみ減量・リサイクル推進説明会」を市内のすべての地区行政センター及び市役所会議室を会場として、廃棄物減量等推進員説明会を兼ねて開催する。対象は、全市民とし、各地区においてごみ減量・3Rの推進と強化を図るための説明会を開催する。
- ・学校・自治会、各種グループなどの要請に応え、クリーンセンターの見学会をはじめ、減量・リサイクルの説明会を開催する。また、地域に職員が出向く「出張講座」を積極的に開催する。ごみの発生抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果など、ごみの適切な出し方に関する、直接対話による啓発の場とする。
- ・レジ袋削減や簡易包装の協力を事業者にとともに、市民にマイバッグやマイカゴを持参しレジ袋をもらわないよう、「マイバック・マイカゴキャンペーン」を店頭や街頭で実践し呼びかける。
- ・市民に配布する飯能市ごみ分別事典（平成23年4月改訂版）を各家庭に配布し、ごみカレンダーによる分別排出の手引きとして各家庭の意識高揚を図る。

（2）資源再利用奨励補助金制度

- ・子ども会、自治会等の営利を目的としない市民団体が、自主的に地域の有価物となる資源を回収する活動に対し、補助金を交付することで団体活動を支援している。補助の対象となる有価物には、容器包装廃棄物である段ボール、紙パック（牛乳パック）、紙箱等雑紙、びん、缶が含まれる。また、本制度では、登録団体が回収した有価物を取り扱う業者を市へ登録することとし、この登録業者へも紙類の回収量に応じた補助金を交付し、団体の資源回収活動を支援する目的としている。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、飯能市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	飲料缶
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	びん（飲料・食品用）
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位 t)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	33		33		33		33		32	
主としてアルミ製の容器	90		89		89		89		88	
無色のガラス製容器	146		146		145		145		144	
	146	0	146	0	145	0	145	0	144	0
茶色のガラス製容器	146		146		145		145		144	
	146	0	146	0	145	0	145	0	144	0
その他のガラス製容器	82		81		81		81		80	
	82	0	81	0	81	0	81	0	80	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	5		5		5		5		4	
主として段ボール製の容器	774		771		768		765		762	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	199		198		197		197		196	
	0	199	0	198	0	197	0	197	0	196
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,139		1,134		1,130		1,125		1,120	
	1,139	0	1,134	0	1,130	0	1,125	0	1,120	0
	(うち白色トレイ)		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※2段書きの場合 上段：合計、下段左側：協会引渡量、下段右側：独自処理量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装
リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別紙算定方法のとおり

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

また、現行で分別収集していない区分については、研究を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	飲料缶	市による定期回収	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん (飲料・食品用)		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

本市の処理施設は、稼動開始から30年以上が経過し、施設の老朽化に伴い、平成29年度稼動開始を目標に施設の建替え工事を進めている。

新施設へ切替え後についても、飲料缶・びん（飲料・食品用）については、飯能市クリーンセンターにおいて、引き続き、選別・圧縮・保管を行う。

また、その他の紙類やプラスチックの中間処理施設等については、引き続き民間処理施設での選別・圧縮・保管を行うこととする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	飲料缶	ネット袋	パッカー車 ユニック車	飯能市クリーンセンター (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん (飲料・食品用)	透明袋 コンテナボックス		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る		民間事業者 (選別・圧縮・保管施設)
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	ネット袋		
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック類	透明袋		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者などの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- ・事業系ごみ搬入物の内容検査を実施し、容器包装廃棄物等の分別排出が不徹底の事業所に対して指導、助言を行う。また、分別の徹底、自主的なリサイクルの推進について情報を提供し、啓発を推進する。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行い、改定を行うこととする。

第8期分別収集計画 排出量見込みの算定について

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

手引き P33 表 2-3-1 ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率(H26・平均値)を基に下記のとおり推計する。

	比率(%)	H26	H27(概算)
収集量(実績)	100.0	23,981.0	24,030.0
容器包装	20.3	4,868.1	4,878.1
スチール缶	0.4	95.9	96.1
アルミ缶	0.7	167.9	168.2
無色ガラス	1.3	311.8	312.4
茶色ガラス	0.7	167.9	168.2
その他ガラス	0.5	119.9	120.2
飲料用紙容器	0.7	167.9	168.2
段ボール	3.0	719.4	720.9
その他紙	3.2	767.4	769.0
ペットボトル	1.6	383.7	384.5
白色トレイ	0.3	71.9	72.1
その他プラ	7.9	1,894.5	1,898.4

※「その他紙」とは、特定分別基準適合物としてではなく、「雑紙」として収集したものの推計である

第8期(H29～H33) 排出量見込み

飯能市におけるごみの収集・搬入量は、過去10年を見ると平成18年度までは横ばい状況、その後減少し、近年ではその減少も下げ止まり傾向にあるが、家庭系排出量においてはわずかに減少傾向が続いている。

また、世帯数は増加傾向にあるものの、総人口は減少傾向にある。将来の推計人口の参考として、国立社会保障・人口問題研究所が発表している市区町村別の将来推計人口によると、飯能市の人口は、2015年(H27年)81,266人から2020年(H32年)78,602人への減少推移と分析されている。

人口減による排出量減少と個人排出量の減少傾向を合わせ、排出量は微減する可能性が高い。また、各種減量・資源化施策の実施により、H29～H33の5年計画期間内の排出量見込みは「微減」とする。

なお、下記排出見込みは、収集・搬入量+集団回収+自家処理の合計とするが、集団回収の見込量は、平成26年度の実績を引用する。収集計画は全世帯を対象としているため、自家処理量は「0」とする。

	比率(%)	H27(概算)	集団回収見込み	排出見込H29～H33	備考
収集量(実績)	100.0	24,030.0			
容器包装	20.3	4,878.1		4,954.3	
スチール缶	0.4	96.1		95.1	
アルミ缶	0.7	168.2	10.9	177.3	
無色ガラス	1.3	312.4		309.2	
茶色ガラス	0.7	168.2		166.5	
その他ガラス	0.5	120.2		118.9	
飲料用紙容器	0.7	168.2	4.7	171.1	
段ボール	3.0	720.9	111.1	823.6	
その他紙	3.2	769.0		761.3	
ペットボトル	1.6	384.5		380.6	
白色トレイ	0.3	72.1		71.3	
その他プラ	7.9	1,898.4		1,879.4	

特定分別基準適合物等の量の算定について

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

容器包装廃棄物排出量見込みは前述のとおりである。

下記において、容器包装廃棄物排出量の見込量から収集・搬入、選別後の適合物等として得られる量を70%と仮定し、H25・H26・H27の3ヵ年実績値と比較する。

推定適合物量		適合物等実績報告書			
		H25報告	H26報告	H27報告	3ヵ年平均
容器包装	3,468				
スチール缶	67	44	36	32	37
アルミ缶	124	94	95	94	94
無色ガラス	216	160	153	142	152
茶色ガラス	117	161	146	139	149
その他ガラス	83	85	82	88	85
飲料用紙容器	120	6	6	5	6
段ボール	577	797	794	799	797
その他紙	533	1,570	1,485	1,415	1,490
ペットボトル	266	211	201	199	204
白色トレイ	50	—	—	—	—
その他プラ	1,316	1,169	1,192	1,170	1,177

推計値・実績値を比較し分別基準適合物量を下記のとおり見込む。

また、現在分別収集をしていない区分(上記実績報告一部分)のその他紙については、「雑誌・雑がみ」として収集し、白色トレイとその他プラについては、すべての「プラ」としてH19年9月から収集している。

分別基準適合物量	H29	H30	H31	H32	H33	備考
	4,057	4,040	4,024	4,010	3,989	
スチール缶	33	33	33	33	32	飲料缶として収集 実績値を考慮
アルミ缶	90	89	89	89	88	その他缶は不燃ごみとして収集・処理
無色ガラス	146	146	145	145	144	「飲料・食品用等のびん」として収集 実績値を考慮
茶色ガラス	146	146	145	145	144	
その他ガラス	82	81	81	81	80	
飲料用紙容器	5	5	5	5	4	「紙類の紙パック」として収集 実績値を考慮
段ボール	774	771	768	765	762	実績値を考慮
その他紙	1,443	1,437	1,431	1,425	1,419	「雑誌・雑がみ」として収集し、無選別で売却
ペットボトル	199	198	197	197	196	実績値を考慮
白色トレイ	—	—	—	—	—	白色トレイ・その他プラは、「プラスチック類」として 収集し、選別時その他プラに含め適合物とする。
その他プラ	1,139	1,134	1,130	1,125	1,120	

参考資料

10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集に必要な施設計画

施設の種別	対象容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 （現有施設状況）
排出段階				
1.排出容器				
1.1 コンテナ ボックス	a.びん(無色、茶、 その他分別)	(仕様) 材質：樹脂製 容量：80 リットル 区域：美杉台地区	市	
1.2 合成樹脂 ネット袋	b.飲料缶 c.ペットボトル	(仕様) 材質：樹脂製（PET 再生品） 容量：1m×1m 区域：名栗地区を除く全域	集積所 利用者	
1.3 透明ごみ袋	d.びん	区域：美杉台地区を除く全域		
	e.プラスチック類	区域：全域		
2.集積場所	a～e	従来集積場所の利用	集積所 利用者	自治会で管理

施設の種別	対象容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、能力、数量等）及び整備計画	管 理 主体等	参考欄 (現有施設状況)
運搬段階				
1.車両				
1.1 2t パッカー車	a.飲料缶 b.びん c.ペットボトル d.段ボール e.プラスチック類	(仕様) 最大積載量 2,000kg 容量 4 m ³	委託 業者	
1.2 2.7t パッカー 車 3.2t パッカー 車	f.飲料缶 g.びん h.ペットボトル i.段ボール j.プラスチック類	(仕様) 最大積載量 2,700kg 最大積載量 3,200kg 容量 6 m ³	委託 業者	
1.3 2t ユニック	k.びん	美杉台地区	委託 業者	
中間処理段階				
1.再生施設				
1.1 飯能市 クリーンセンター (選別・圧縮)	a.飲料缶	(仕様) 主要機器:ベルトコンベヤ、磁選機、 アルミ選別機、圧縮機 能力:4t/5h	市	
	b.びん	(仕様) 主要機器:ベルトコンベヤ、手選別 能力:30t/5h	市	
1.2 ストックヤード	a.飲料缶	(仕様) 形状:上屋付ストックヤード ストックスペース:46 m ²	市	
	b.びん	(仕様) 形状:上屋付ストックヤード(無色、 茶、その他) ストックスペース:45 m ²	市	